

平成26年度第4回原町区地域協議会

会議録

<地域協議会の日時・場所>

- | | | |
|---|----|---------------|
| 1 | 日時 | 平成26年8月11日(月) |
| | 開始 | 13時30分 |
| | 終了 | 15時10分 |
| 2 | 場所 | 本庁舎4階 議員控室 |

【 会 議 録 】

1 開会

■総務課長

地域協議会を開催いたします。本日4名欠席、1名延刻の報告があり、現時点で出席議員9名で過半数の出席があり、本会議は成立していることを報告いたします。

(南相馬市社会福祉協議会からの推薦委員の辞職について報告)

(新たな事務局職員を紹介)

【出席委員名】 10名

鈴木 進一、高田 光吉、松永 雄一、濱須 弘伸、山田 好伸、木幡 泉、
今野 和秀、宇野 正敏、山城 雅昭、島村 哲哉

【欠席委員名】 4名

佐藤 吉子、早川 浩、佐藤 基行、廣瀬 要人

■総務課長

それでは次第に基づきまして進めさせていただきたいと思えます。

次第2の会長挨拶に移ります。会長よりご挨拶をお願いします。

2 会長挨拶

■会長

今回の地域協議会につきましては、小中高校生の未来や南相馬市の未来が輝けるものとなるような子供たちのための施策が盛り込まれておりますので、前回同様忌憚のない建設的なご意見を賜りますようお願いいたします。

■総務課長

これからの議事進行につきましては、会長が座長となりまして会議の進行をお願いいたします。

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

■会長

それでは、議事を進めてまいります。

会議録署名人の指名に移りますが、署名人は名簿順により山城委員と島村委員の2名の方をお願いいたします。

(2) 書記の指名

■会長

次に書記の指名ですが、書記は中林主事をお願いいたします。

(3) 諮問事項

①南相馬市復興総合計画基本構想(案)について

それでは諮問事項に入ります。市長からの諮問をお願いします。

■総務課長

市長、副市長共に公務で出席できませんので、代わりに総務部長の阿部のほうから諮問をさせていただきます。

■総務部長

(総務部長から会長へ諮問)

■会長

それでは南相馬市復興総合計画基本構想(案)について、担当課から説明をお願いします。

■企画課長

(資料により説明)

■会長

ただいまの説明について質問ございますでしょうか。

■高田委員

ただいまの資料1を中心に説明頂いたと思いますが、これは資料の1から2、3も含めてどういう形になっていると考えればよろしいのですか。

■企画課長

資料3につきましては、すでに5月の地域協議会の中でご説明を致しましてあらかじめご理解頂いたものと理解致しております。そのうえで、前回ご説明した内容と、今回パブコメに付しまして頂いた様々なご意見を整理したうえで、一部修正・加筆し、これにつきまして下線部で表記してございます。資料3につきましては、前回の説明と重複するということで、今回資料1でご説明させていただきます。

■高田委員

資料1の中で7番目の2ページ、この2点の中で、若い世代をここに呼び込むことが第二の安全神話を作ることにならないとも限らないとあります。これに対して、考え方の冒頭に「ご指摘の通り」という言葉が使われています。ですが市の考え方がこの意見の考え方と同じかという点と違うと思えます。第二の安全神話というのは、若い者が帰ってくれば、安全だという神話があるということです。でも今はそうじゃないので、若い世代をここに呼び込むことが第二の安全神話を作ることになるかもしれないという意見なので、異なります。それを、ここに現在住んでいる人もこれからのことを考えて若い人たちを、大事だということを言いたいのであれば、ご指摘の通りという冒頭は必要ないし、間違いだと思います。

それから、3ページの11番、13番ですが、市の考え方は「ご指摘を踏まえ文言を訂正いたします」となっています。訂正というのは、間違いを直すことです。だから、本来は修正をさせていただきます、という言葉を使うべきだと思います。このままでも意味は分かりますが、文言の訂正とは間違った文章を意見があったので直しますということです。言葉の表現として修正が必要な場合は、訂正ではなく修正になると思います。ここでは、「文言を訂正いたします」とあるけれども、自分の考え方が間違っていたということではないので、そういうことへの考え方を、お尋ねしたいです。

それから、12番目の「原発事故を原子力災害としてはどうか」という意見ですが、これは正しいと思います。ところがこの文章をずっとみていくと、表記の仕方がばらばらであり、原子力災害となっていると非常に範囲が広いし、焦点がどこにあるのか必ずしも定まらない。これまでの災害、今回の災害、あるいは今回の原発事故、原子力災害はという使い方がばらばらになっています。ここで言っているこの「原発事故の克服」は今回の被害の出発点を明確にする意図で位置づけた、という言い方は、いいと思います。その他の文言についても整理してもらわないと、その都度違っています。そういうことからいうと、今回の災害、これは原子力災害のことで、これまでの災害では何をさして分らなくなってしまう。そういうことで、この辺

は統一的な整理をする必要があります。あと地震と津波のハザードマップの資料のなかでは、原子力災害と統一してあります。原子力災害というのが、具体的に何を指しているのかということ、非常に多義でいろいろあります。だから今回こういう制度の構想の計画を作成する趣旨からすると、今度の東日本大震災と原発事故というものがあってこういうことになってきています。そういう観点からすると、これまでの災害とか今回の災害とか原子力災害とか原発事故とか使い分けがされているので、この辺の整理をして、市の方でどういう風に考えているのか、これについて聞かせて頂きたいと思います。

■企画課長

1点目の7番目については、市の考え方の中で、「ご指摘の通り」という、大きく前段2つの趣旨があるわけですが、市としましてはこの後段の方で「危険があるけれどもここが好きでここに住んでいるという人を大切にす」というその指摘を踏まえたところでは、その前の方の、前段の安全神話のことについては、ここでは触れていないということですので、誤解を招くのであれば、表現につきまして、訂正・修正してまいりたいと考えます。

それから11番目と13番目について、これまでのご意見を踏まえて文言を訂正するということについてのご意見でございます。高田委員ご指摘の通り、訂正というよりは修正ということで読み替えていただければと思います。

それから12番目の原発事故うんぬんでの使い分けでございますが、今ハザードマップを含む市の防災計画等々策定しておりますが、それぞれの課の場面に合ったような適切な文章になるように、さらに調整をかけて参りたいと考えます。

なお、これまでの災害の意味が不明ではないか、というご意見ですが、これは指摘番号の5番目ですが、「これまでの地震、津波」、所謂800年、1000年前の貞観地震などの過去の災害ということで、今回これまでの災害の教訓として、言及をさせていただきました。

■高田委員

資料2の3ページに「原発事故を克服し」とあります。ここではタイトルに「原発事故を克服し」と、明確になっています。それで後段の文章の中で最後の方に市の意見で「今回の災害の教訓を踏まえ」となっていますが、左の方では「これまでの震災の経験を踏まえ」となっています。タイトルが原発事故について記載されているからこう変えたのだらうと思いますが、これまでの災害という言い方になっていると非常に分かりにくいです。今回の計画を何のために作ったのか曖昧にするべきではない。震災とか原発事故との対応で将来のことを考えるとこういう表現になるかなと思いますが、今回対照的に明確にした場合には、ここも明確にしていかないと非常に焦点がぼや

け、意味が逆になってしまうと思うので、ご意見をお聞きします。

■企画課長

今回の訂正についてですが、資料1の5番目の中で、市民の方からのご意見があり、改めて記載させていただきました。これまでの地震、津波で受けた災害は今回の原発事故以前に受けた被災ということになりますが、このようなご意見があったということで、新たに「これまでの災害の教訓を踏まえ」ということに記載したところです。高田委員から、今回策定する基本構想さらに本市の特性を生かすということになれば、これまでの災害について入れない方がいいというご意見と承りますが、それは事務局の方でどのような表現がよろしいのか、再度検討させていただければと思います。

■会長

他にご質問ございませんか。

■宇野委員

15番、それから基本構想の1番、17番に関連したことになると思いますが、15番で、「相馬野馬追は地縁、血縁で固めている印象がある。外の者を受け入れ、体育に馬術を組み込む、馬術を学べる学校をつくるなど、開けた策が必要である。」という意見の答えを見ると、この地域の人でなければ出られないというような印象を持たれているということですが、市の答えはもう少し具体的に出ないでしょうか。

■企画課長

今回のご指摘につきましては、この相馬野馬追についての全体的な印象についてです。ご指摘の通り、誰でも気軽に参加できる神事ではありません。この点は市民の方も十分ご承知のことと思います。参加するというのは、騎馬会に入って参加するだけではないので、裾野を広げる運動を考えているところです。今後、こうした取り組みにつきましては、相馬野馬追執行委員会を預かる観光交流課で、具体的に検討していくということです。

■宇野委員

それではその中に、実現する案の中で千年も続いている無形文化財であるので、そういったものを重視してほしい、ということを考えに入れてほしいです。また、相馬野馬追を世界遺産とすべく届出を出していると思いますが、その進捗状況なども分かれば、お聞かせください。

■企画課長

相馬野馬追を重要無形民俗文化財として重視していくという視点で、計画の中でさらに慎重に検討するようというご意見につきましては、実施計画の中で考えさせていただきます。相馬野馬追の世界遺産への登録についてですが、すでにエントリーはしていると聞き及んでいますが、詳細は担当課に確認し、

後でご報告させていただきたいと思います。

■宇野委員

産業と文化の盛んな町としてこういった運動をどんどん打ち出していた
だき、推進していただきたいと思います。

■会長

他にご質問はございませんか。

■高田委員

資料1の16番で2点あって、現在は放射能の検査をしていて、それによ
って安全、安心を担保するという形になっていると思うのですが、この人の
意見では、土を使わない先端農業を推進する方が良いのではないかというこ
とです。問題は、現在の農家、農業は大変な状況ですが、福島県や南相馬市
の農業を推進し、それと並行しながら、放射能対策などと両方やしなければ
ならないと思います。「基本計画の中で検討して参ります」ということは、
この方の意見に基本的に賛同したとなります。そうではなく、両方とも必要
なので、その辺についてはきちんと整理、精査をして扱っていただかないと
間違いが起こるのではないかと思います。

■企画課長

高田委員のご指摘のとおりです。今当市の抱える農業の大きな問題とし
ましては、長らく耕作をしなかったことによる耕作ギャップがあり、また仮に
耕作するとしても風評被害がはびこっているため、作っても売れないのだと
いうことです。ご指摘を踏まえまして、さらに市の考え方について詳しく記
載させていただきたいと思います。ありがとうございます。

■高田委員

19番で、「医療現場は疲弊している」とありますが、この方は経過観察
する入院ができたらいいいという意見を出されています。そういう現場の状況
について、現状をどのように理解されているのか、市の意見をお聞きします。

資料3の中で19ページに「第5章 計画の構成、1基本構想、2基本計
画」がありますが、この基本構想の最初の文言で、「市の最上位計画である
総合計画において」となっています。復興総合計画は、もともと総合計画が
あって、その次に震災を受けて南相馬復興計画ができ、総合計画に統合し、
進めるという説明からいうと、全部一体化すると思っていたのですが、この
19ページの文言をみると記述が漏れているのかなと思えるところです。こ
の辺はどのように理解すればよろしいですか。

■企画課長

19番目は、当市は救急車の稼働率が多いということによって医療現場が
疲弊しているという指摘です。この指摘いただいた方は、震災後現場に協力

市外からお越しいただいて、医療スタッフとして支援いただいている方の意見だと伺っております。本市の救急車の稼働率が他市町村と比べると著しく高いため、本来やらなければならない医療行為というものが、なおざりになっている点があるということをお聞きして、出されたご意見だと伺っております。市の考え方については、今後基本計画の中で、こうした医療現場の疲弊というものをどうすれば解消できるのか、具体的に検討して参りたいということです。

また、総合計画のあり方についてですが、ご指摘の通り総合計画については、平成26年度復興計画があり、今後、総合計画の中に溶け込ませて、一本化させるというもので、詳細につきましては復興総合計画ということで総合計画をベースにして一本化させるということをご理解いただきたいと思います。

■高田委員

総合計画は平成20年度から29年度まで存在するということですか。

■企画課長

いまあります総合計画につきましては、引き継ぐものは新たに策定する27年度の総合計画に引き継ぐことを考えております。そしてまた、この震災以前にその課題、問題について一定の成果が得られたものにつきましては、見直すものは見直すということで考えております。前の復興計画につきましてはなくなり、前の計画から次に引き継ぐものについては、評価をしたうえで引き継ぐということになります。

■高田委員

南相馬市復興総合計画というものに一本化される、と読み替えてよろしいのですね。

■企画課長

その通りです。

■濱須委員

資料1の11番に関連してですが、資料3の8ページで子どもの教育環境の充実ということが挙げられています。当市は、10年先の人口は減っていくという環境にあります。総合計画が10年後まで続いていくという考え方でいくとすると、今年度策定される総合計画が教育基本計画に優先されることとなります。

人口減少、また明らかに生徒が減っている環境の中で、学校の統廃合ということも検討するくらいのことを行わなければならないのでしょうか。これが基本になって今年度教育基本計画が策定されることになると、そういうことを検討されないのではないかと、危惧しますのでそのあたりを一度お聞

かせいただければと思います。

■企画課長

教育基本計画の策定につきましては本計画と同時並行的に委員会で進めています。この計画の中では、望ましい学校教育のありかたとして、学校の統廃合についても今後検討します。

また、総合計画を策定する我々事務局も教育基本計画の策定については委員として深く関わっておりますので、この基本構想、また今後策定される基本計画と教育基本計画の齟齬がないように十分調整しながら進めていきたいと考えます。

■濱須委員

そこで統廃合していくという文言が総合計画の中に入るべきではないかということ意見を意見として申し述べたいと思います。

■企画課長

学校の統廃合につきましては、小学校、中学校、そしてまた幼稚園、保育所と多岐にわたる非常に大きな課題だと思っております。ただいまのご意見につきましてはどのような形で記載するのか、あるいは今後策定される基本計画の中に盛り込んだ方がいいのか、整理させていただきたいと思っております。

■濱須委員

どうして質問したかという、20年に教育基本計画を出しておられます。その中で10年後の人口の変動も含めて考えるということになっています。それが途中で震災に遭い非常に状況も変わり、人口が減少している中でそのところがまったく疑問視されないのはやはりこれから教育を行っていくにあたって不安です。そのあたりをしっかりとテーマとして検討していかないと、新たに策定する26年度復興総合計画にも影響するのではないかということなので、そこは文言を入れるか入れないかがとても重要なことだと思われま。

■企画課長

大変重要なご意見だと承ります。今後検討させていただきたいと思っております。

■事務局

先ほどの宇野委員からありました、相馬野馬追の世界遺産への登録について報告します。現在、文化庁の候補にエントリーしておりますが、震災の影響もあり、文化庁としては復興を優先したいという意向で、登録申請は停滞しております。既に文化庁には申請しておりますので、調整をしながらユネスコへの登録申請を進めていく予定です。

■会長

私の方から何点か質問させていただきます。まず1点は、資料3の21ペ

一で「人を育み、郷土を愛し」というところの「人財」というところで、財産の財を使っています。25ページ基本指針3の3行目の「あらゆる人材」とあり、ここでは材料の材を使っています。また、27ページの基本指針6の7行目の「人材の育成」では材料の材を使っています。これについて、全て財産の財に統一するのか、あるいはまちづくりのために有意義な人材を財産という風に、そういう人を育てたいという時に財を使うのか、一般的には材料の材を使うのですが、そのあたりを統一するのかどうか伺います。

2点目は、資料3の25ページ、6つの基本指針の5で「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」とありますが、26ページの下から2行目では「自ら学び、自ら考え」とあり後に点がありません。小さいことですが、この後に点はいらぬのか伺います。

3点目に、言葉の問題ですが、資料2の4ページ、5ページを比較していただきたいと思います。まず、4ページの基本指針2「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」をずっと見ていきますと、2行目の「子どもを取り巻く医療環境や安全に遊ぶことのできる環境の充実」そしてそのこの後の4行目に「安心して子供を産み育てることのできる環境の整備を進めます。」とあり、ここで環境が3つ出てきます。

次の段落に行きますと、3行目で「介護予防ができる環境の整備を進めます。」とあり、3段落目では「介護サービスを受けられる環境の整備を図ります。」とあります。また、4段落目の最後なのですが、「放射線の影響を正しく理解できる環境を整え、」とずっと環境がでてきます。基本計画の中で環境整備が何かより具体的になっていくと思いますが、あまりに環境整備という言葉だけになってしまうのは困ります。

対照的なのが、前回もいいました「基本指針5」26ページの文末の表現を見てみますと、『「自ら学び、自ら考え生きぬく力」を身につける教育』とあり、次の段落での「教育プログラムなどの創設に向けた取り組み」につながります。また、その次の段落で「各種文化活動の活発化を促進します」とあり、その次の段落で「各種大会の誘致やスポーツ交流を推進します」また、その次の段落で「市民の一体化が涵養されるまちを目指します」となっており、具体的なものを示しています。

これはもう少し具体的に表現しておいた方が、次に基本計画を作成するときに容易になると思います。

その3点について質問させていただきます。

■企画課長

まず、ご指摘のありました21ページの「人財」の財産の財を使っている表記の問題ですが、こちらの方では材料の材ではなく、財産の財を使うこと

で、人間というものは材料ではなくてもっと幅広く人としてかけがえのない財産なのだということから、ここでは財産の財で表記したいと思いますが、その他のページにつきましては、こちらにつきましても一般的な表記の材料の材、人材ということで表記をしています。

26ページの表記につきましては、再度調整しまして訂正・修正致します。

環境という文言があまりにも多く使用されているのではないかということにつきましては、再度事務局の方で整理、検討させていただきたいと思えます。

■高田委員

資料3の27ページの基本指針6で気になったことがあります。この4行目で「3区の絆をより強固なものとし」とありますが、巷では、震災があっで合併してよかったのか悪かったのか、ということも話されています。「3区」というものの表現において、市では一体化していると言いますが、一方において「3区の絆をより強固なものとし」というのは逆に言うと絆が現在は強固なものにはなっていないということだと思えます。そのため、「市が一体となって地域の良さをより一層伸ばす取組を進めます」という表現もあるけれども、これは一体となっていないからこのような表現が出てくるのではないかと思えます。あまり、鹿島区、小高区とか各区という表現が出てくると、逆に一体化がうまくいっていないのではないかという印象を与えますので、これについては文章の表現を考えていただいた方がよろしいのではないかと考えます。

■企画課長

高田委員ご指摘の件でございますけれども、ここでの「3区の絆」というのは、地方自治法に基づく南相馬市のことで、それぞれ住民自治を尊重しながら一体となった行政運営を行いましょ、ということで記載致しました。確かにご指摘のように、3区がまだ一体ではないのではないかといったご意見があることは聞き及んでおりますが、事務局としてはそこまで踏み込んで表記したのではなく、あくまでも現状を表記致しました。ただ、それぞれとしながら一体となって今後も南相馬市の良さというものを伸ばしていこうということで表現させていただいたものです。

■松永委員

資料2の5ページの1番最後の行なのですが、「市民の一体化が涵養される町を目指します」とあります中で、涵養という言葉は水が自然にしみこむようにゆっくりと作り上げるという意味なのですが、普通の日常生活の中でほとんど出てこないような言葉なので極力使わないで頂いた方が、より市民に分かりやすいかと思えます。

■企画課長

ただいま分かりにくい表現で、大変申し訳ございませんでした。この基本構想の策定に当たりましては、誰が読んでも分かりやすい計画づくりということを第一に挙げております。涵養という言葉はなじみがないということでしたが、ご指摘の通りです。これに代わる言葉につきましては事務局の方で考えさせていただきます。そのうえで修正していきたいと思っております。

■会長

他にございますか。

それでは、他に質問がなければ答申書を作成するに当たり、意見を付す事項について審議したいと思っております。ご意見ありましたらお願いします。

■高田委員

様々な意見が出たわけですが、そういったものは具体的にどのような形で入るのでしょうか。たとえばどのように扱われるのかについてお尋ねします。

■企画課長

本日各委員の皆様から出されたご意見につきましては、例えば今ほど涵養という言葉が分かりにくい等々ございました。修正すべきものは修正し、事務局の方で検討いたしまして修正をかけたいと考えております。

■会長

他の委員の方から特に意見がございませんか。

特に意見がないようですので、協議会の答申については妥当であると判断するというところでよろしいですか。特に反対という意見もないようですので、異議なしとのことで答申書を作成したいと思っております。事務局は答申書の作成をお願い致します。

答申書は後程提出することとし、次に報告事項をお願いいたします。

(4) 報告事項

①農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更をパブリックコメントに付すことについて

■会長

それでは農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更をパブリックコメントに付すことについて、担当課より説明をお願いします。

■農政課

(資料により説明)

■会長

ただいまの説明について、ご質問ございますか。

■高田委員

資料1の2の(3)ですけれども、東日本大震災及び原子力災害の発生を

受けとあります。今回の変更の概要の中で(3)としてあえて加筆修正を行うとなっているわけですが、原子力災害というあいまいな表現ではなくて、きちんとわかりやすくすべきではないでしょうか。原子力災害といっても何もないのではなく、いま原子力事故が起きているわけですから、分かりやすい表現にしないといけないと思います。東日本大震災というとなみなさん分かりますが、原子力災害といってもいろいろあります。先ほども言ったように、言葉の表現において市の各部それぞれが分かりにくく、伝わりにくい表現をしています。基本的な表現の仕方は、市で統一的にやっていただかないと復興関係だけでも企画と、危機管理課で別の表現をしているようではおかしいので、修正した方がいいという発言を先ほどもしました。原子力災害という表現でずっと言っているわけですから、何を言っているのか分かるのだけれどもあいまいになっているといえます。

■農政課

高田委員よりただいまご質問がありました記載について、基本構想では、原発事故、原子力災害の意味に関して、原発事故はあくまでも原子力発電所に派生する事故、原子力災害については原発事故に伴う水田、農地の汚染といった各種災害のことです。こちらの表現については担当課と調整しながら記載について統一したものを使うことにしたいと思います。

■総務課長

今ほど農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想につきましては、資料1の方では簡略化して記載させていただきましたが、原子力災害については資料3の第一の1で詳しく書いております。福島第一原子力発電所事故、これを原発事故といい、原発事故による災害を原子力災害とここで明記したうえで、資料1では略語で表記させていただいているということです。

あと用語の統一につきましては、先ほど企画課の方でも調整していくとのことでありましたので、若干修訂正していく方向で用語の訂正を調整していくということになります。

■高田委員

細かいことですが、資料3の5ページの4の4行目で、「その中で、認定農業者及び認定新規就農者」という表現があります。これまでは新規就農者という表現だったと思う。新規就農者には認定新規就農者も含まれていて、新規就農者が認定新規就農者になるということなので、新規就農者という言葉でよいのではないかと思います。認定新規就農者という言葉を使ったことによどのような意味があるのでしょうか。

それから、2点目は6ページの(2)ア確保・育成すべき人数の目標とあります。国の1万人から2万人という基準に従って福島県は220人にし、

南相馬市は5人にしたと、5人にされた理由をこういう風に理解していますが、そういうことでいいのか伺います。

■農政課

今の質問でありました5ページの認定農業者「及び認定新規農業者」という記載を追加した部分についてですが、これは青年等の就農計画制度が新設され、その中で認定新規就農者ということで計画認定制度というものが規定されたことに伴いまして、「新規就農者及び認定新規就農者」という風に記載したものであります。

資料3の6ページの人数の目標につきましては、高田委員のご指摘の通りです。

■会長

私の方からも言葉について質問したい。

まず1点目、2ページ下線が引かれているところの最後に、今後とも「風況被害への対応も含め」とありますが、風評被害という言葉は使われていますし、風況被害という言葉は聞いたことがないので、訂正した方が良いのではないかと思います。

次に2点目、4ページのウのところですか。1行目から、「合理化を目指すとともに」その後で「確立を目指すとともに」とあります。一つの文の中に同じ表現が二つも入っているということがおかしいのではないかと思います。

■農政課

申し訳ありません、こちら「風況」になっており、「風評被害」に修正したいと思います。

あと「目指すとともに」の点ですが、文言を整理しまして記載を修正したいと思います。

■会長

もう一つあります。その上のところ、下線の2行目なのですが、「農地中間管理事業等の活用するとともに」とありますが、この等は法の間違いではないでしょうか。

■農政課

法の誤りです。

■会長

他に質問がなければ、以上で報告事項を終了します。

それでは、先に諮問のありました南相馬市復興総合計画基本構想(案)について、答申書が完成しましたので、答申します。

(会長から総務課長に答申書を手渡し)

(5) その他

■会長

それではその他に移ります。事務局から説明をお願いします。

①視察研修の視察先と日程について意見集約

②次回日程は10月を予定している旨説明

■会長

その他なければすべての予定を終了します。

4 閉会

■総務課長

以上をもちまして、第4回原町区地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

以上のとおり相違ありません。

会 長

鈴木進一

会議録署名人

山城雅昭

会議録署名人

島村哲哉